

別紙 2

契 約 書 (案)



(契約の目的)

第1条 乙は、第3条に定める期間において、一括導入パソコン等管理システムの要求仕様を満たすシステム一式（機器及びソフトウェアの一式。以下「本システム」という。）について甲に貸し渡し、甲はこれを有償で借り受ける。

(総則)

第2条 乙は、この契約書に定めるほか、別紙「個人番号利用事務用一括導入パソコン等管理システム（AD/MECM等）賃貸借仕様書」（以下「仕様書」という。）に基づき、頭書の賃貸借を行うものとする。

2 この契約書及び仕様書に明示されていないもの又はこの契約書及び仕様書に交互符合しないものがあるときは、甲と乙が協議して定める。ただし、軽微なものについては、甲が定めて乙に指示するものとする。

(賃貸借期間)

第3条 本契約における賃貸借期間は、令和6年7月1日から令和11年6月30日までとする。

(業務計画)

第4条 乙は、仕様書に基づき、本システムの納入完了までに必要な業務（以下「業務」という。）について、次に掲げる内容を含む業務計画書を契約締結の日から10日以内に甲に提出し、その承認を受けなければならない。

- (1) 業務内容
- (2) 業務工程（WBS）
- (3) 業務履行体制
- (4) 賃貸借の対象となる機器及びソフトウェア等の明細表

(器材等費用)

第5条 業務の実施に必要な器材、移動等にかかる費用は、各々の発信により負担する通信費を除き、すべて乙の負担とする。

(権利義務等の譲渡等)

第6条 乙は、この契約により生ずる権利又は義務を第三者に譲渡し、若しくは承継させ又は質権その他の担保に供してはならない。ただし、あらかじめ甲の書面による承諾を得た場合は、この限りではない。

(再委託の禁止)

第7条 乙は、業務の全部または一部を第三者に委託し、又は請け負わせてはならない。

2 乙は、本契約の競争入札参加者であった者、指名停止措置を受けている者、暴力団員又は暴力団と密接な関係を有する者に契約の履行を委託し、又は請負わせてはならない。

3 乙は、甲が別紙要求仕様書で指定した契約の主たる部分ではない契約の一部を第三者に委任し、又は請負わせようとするときは、10日前までに再委託承認申請書を甲に提出するとともに、事前に書面による甲の承認を受けなければならない。

4 乙は、前項により第三者に委任し、又は請負寄せた業務の履行及び当該第三者の行為について全責任を負うものとし、第三者が甲に損害を与えた場合、乙はその損害を賠償しなければならない。

5 乙が第1項から第4項に違反したときは、甲は本契約を解除することができる。これにより乙又は乙が業務の一部を委任し、又は請負寄せた第三者に発生した損害について、甲

は賠償責任を負わないものとする。

(立入及び秘密保持)

第8条 乙は、機器等の搬入または交換・修理等のために機器等の設置された場所に立ち入ることができる。この場合はあらかじめ甲の承認を得るものとする。

- 2 乙または乙の指示に基づいて納入、交換・修理等の業務に従事するものは、その職務上知り得た業務上の秘密を第三者に漏えい・開示もしくはこの契約の目的以外に使用してはならない。
- 3 前項の規定に拘わらず、本契約及び各個別契約の履行に関して次の各号の一に該当する資料及び情報は秘密に含まれないものとする。
  - (1) 既に公知のもの又は自己の責に帰すことのできない事由により公知となったもの。
  - (2) 既に保有しているもの。
  - (3) 守秘義務を負うことなく第三者から正当に入手したもの。
  - (4) 書面により開示を承諾されたもの。
- 4 前2項の規定に拘わらず、乙は法令に基づく公権力の発動によって秘密情報の開示を求められた場合、法令に要求される範囲で秘密情報を開示することができるものとする。ただし、開示を求められた乙は、遅滞なくかつ開示を行う前に、甲に対しその旨及び開示の対象となる秘密情報を書面で通知し、甲の指示に従うものとする。
- 5 乙は、業務の処理に伴い甲より提供を受けた資料及び情報を適切に管理するとともに、甲から要求があった時及び業務の処理の終了時には、甲より提供を受けた資料及び情報を速やかに返還、または廃棄もしくは消去しなければならない。ただし、甲が別に指示したときは当該方法によるものとする。
- 6 前項の規定において、甲より提供を受けた資料及び情報を廃棄もしくは消去する時は、適正に処置した旨の証明書等を提出するものとする。
- 7 本条の規定はこの契約期間の満了後及び契約解除後も同様とする。

(個人情報の取り扱い)

第9条 乙は、この契約による業務を処理するための個人情報の取扱いについては、別記「個人情報取扱特記事項」を守らなければならない。

(セキュリティポリシーの遵守)

第10条 乙は、契約の履行に際し、沖縄県情報セキュリティ基本方針及び沖縄県情報セキュリティ対策基準（以下「情報セキュリティポリシー」という。）を遵守しなければならない。

- 2 乙は、業務に先立ち、責任者以下、従業員に対し情報セキュリティポリシーについて教育を実施し、その旨を甲に報告しなければならない。

(履行期限の延長)

第11条 乙は、その責に帰すことができない事由により履行期間内に業務を完了することができないときは、あらかじめその理由を明示した書面により甲に報告し、その指示を受けなければならない。

- 2 甲は、乙の帰すべき事由により履行期間内に業務を完了することができない場合においては、遅延日数に応じ、未済部分の契約代金の額に対して年2.5パーセントの割合で計算した額の損害金の支払を乙に請求することができる。

(業務の調査等)

第12条 甲は、必要があると認めるときは、乙に対して業務の処理状況について、調査、報告を求め、又は必要な指示を出すことができる。

(納入及び検収)

第13条 乙は、仕様書に定める納入物(関連する資料を含む。)について、その期限までに甲に納入し、その検査、確認を受けなければならない。

2 本システム等の納入場所及び設置場所は、仕様書によるものとする。

3 乙の提出する納入物の内容に関し、検査、確認の結果、甲が不十分と認めたときは、甲は乙に対し、不十分な部分の補正を求めることができる。この場合においては、乙は自己の負担において速やかに実施しなければならない。

(納入完了検査等)

第14条 乙は、業務の完了にあたっては、速やかに業務完了届及び完成図書を甲に提出しなければならない。

2 甲は、前項の提出があった場合には、速やかに完成図書の検査を行い、検査に合格したときは、その旨を乙に通知するものとする。

3 乙は、前項の検査に合格したときは、当該完成図書の提出をもって賃貸借物件納入の完了とみなすものとする。

(瑕疵担保)

第14条の2 前条の検査完了後、甲に納入された納入物に、瑕疵(バグ及びセキュリティホールを含む。)のあることが判明した場合には、甲は乙に対して相当の期間を定めて瑕疵の修補を請求することができる。

2 甲は、前項に規定する瑕疵の修補に代えて又は修補とともに、乙に対して当該瑕疵により生じた損害の賠償を請求することができる。

3 前2項に規定する修補請求及び損害賠償請求は、前条の検査完了後1年以内に甲から請求された場合に限るものとする。

4 前項までの規定は、瑕疵が甲の提供した資料等又は甲の与えた指示によって生じたときは適用しない。但し、乙がその資料等又は指示が不相当であることを知りながら、又は過失により知らずに告げなかったときはこの限りでない。

(賃借料の支払)

第15条 乙は、賃貸借開始後、賃借料月額をその月の翌月に、甲に対し書面により請求するものとする。

2 甲は、前項の規定による請求があったときは、請求を受けた日から30日以内に支払いを行うものとする。

3 甲は、自己の理由により料金の支払いを遅延した場合、乙に対して前項の期間満了の翌日から支払いの日まで、年率2.5%の割合で計算した遅延利息を加算して支払うものとする。

4 この契約が月の途中で解除された場合におけるその月の賃借料の額は、次の算式により得た額とする。

$$\left( \text{契約が解除されるまでのその月の日数} / \text{その月の日数} \right) \times \text{賃借料月額}$$

(機器等の返還)

第16条 この契約の終了時又は契約の解除により賃貸借機器等を返還する場合、これに要する費用は、甲の責めに帰する場合のほか、乙が全てを負担するものとする。

2 乙は、機器等の返還時において、賃貸借機器等の撤去及び各機器等のハードディスク、メモリ等のデータ消去を実施し、その旨を証明する証明書及び作業報告書を提出しなければならない。なお、消去方式は「米国国防省規格準拠方式」とする。

(ライセンスの帰属)

第 17 条 本システムのうちソフトウェアのライセンスについては、甲の名義で登録し、甲に帰属するものとする。

2 前項のライセンスは、前条の規定により賃貸借機器等を返還した後も引き続き甲に帰属し、甲において他の機器等にソフトウェアを導入して使用できるものとする。

(著作権の帰属)

第 18 条 成果品の著作権（著作権法第 27 条、第 28 条に定める権利を含む。以下、同じ。）は、第 14 条の検査完了をもって乙から甲に移転し甲に帰属するものとする。

2 乙は、成果品の著作権について甲および甲により利用を認められた者（以下「甲等」という。）に対して、著作権者人格権（著作権法第 18 条から第 20 条までに規定される権利をいう。以下同じ。）を一切行使しないものとする。

3 乙は、第三者をして、甲等に対して著作権者人格権を行使させないものとする。

4 乙は、業務の遂行にあたり、第三者の著作権、工業所有権等その他の権利を侵害してはならない。

(甲の解除権)

第 19 条 甲は、乙が次の各号の一に該当するときは、契約を解除することができる。

(1) その責に帰すべき事由により、履行期間内に業務が完了せず、頭書の賃貸借を行うことができないと明らかに認められるとき。

(2) 故意又は過失により、甲に重大な損害を与えたとき。

(3) 正当な理由がなく、契約の履行を怠ったとき。

(4) 情報セキュリティポリシーの遵守がなされていないと認められたとき。

(5) この契約の締結または履行について、不正の行為があると認められたとき。

(6) 前 5 号に掲げる場合のほか、乙がこの契約に違反し、その違反により契約の目的を達成することができないと認められるとき。

2 甲は、前項に基づきこの契約を解除しようとするときは、その理由を記載した書面により、乙に通知するものとする。

(契約の解除)

第 20 条 甲は、前条に規定する場合のほか、契約の翌年度以降において歳入歳出予算の当該金額について、減額又は削除があった場合は、本契約を解除できるものとする。

2 甲又は乙は、相手方が正当な理由なくこの契約に違反した場合は、文書による通知により、直ちにこの契約を解約することができる。

(損害賠償)

第 21 条 乙は、この契約に定める義務を遂行するにあたって、故意若しくは重大な過失により、甲又は第三者に損害を与えた場合には、その損害を賠償しなければならない。

2 前項の損害賠償額は、甲乙協議して定めるものとする。

(契約不能の場合の処理)

第 22 条 乙は、天災その他の不可抗力により、その責に帰することができない事由により契約の全部又は一部を履行することができないときは、甲の承認を得て、当該部分についての義務を免れるものとし、甲は当該部分について、賃借料の支払いを免れるものとする。

(保守管理)

第 23 条 乙は、この契約期間中に本システムの故障又は障害が発生した場合には、これの修理又は機器交換を無償で保証するものとする。ただし、甲の責に帰すべき事由があるときは、この限りでない。

2 乙は、本システムを構成するソフトウェアのバージョンアップ及びセキュリティホールへの対応を無償で行うものとする。

(保険)

第 24 条 乙は、自己の費用で納入機器に動産総合保険を付保するものとする。

(契約の費用)

第 25 条 この契約の締結に要する費用は乙の負担とする。

(消費税率の改定に伴う留意事項)

第 26 条 本契約において、契約期間中途に消費税等の率が改正された場合には、甲乙協議のうち、改正後の税率により定めるものとする。

(暴力団等の排除)

第 27 条 甲は、乙が次の各号のいずれかに該当するときは、特別の事情がある場合を除き、契約を解除するものとする。

- (1) 役員等が暴力団対策法第 2 条第 6 号に規定する暴力団員であると認められるとき。
- (2) 暴力団又は暴力団員が経営に実質的に関与していると認められるとき。
- (3) 役員等が自己、自社もしくは第三者の不正の利益を図る目的又は第三者に損害を加える目的をもって、暴力団員を利用したと認められるとき。
- (4) 役員等が、暴力団又は暴力団員に対して資金等を供給し、または便宜を供与するなど、直接的又は積極的に暴力団の維持及び運営に協力し、または関与していると認められるとき。
- (5) 役員等が暴力団または暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有していると認められたとき。
- (6) 下請契約、資材または原材料の購入契約その他の契約をしようとする相手方が(1)から(5)までのいずれかに該当することを知りながら、当会社と契約を締結したと認められるとき。

2 甲は、必要に応じ、次の各号に掲げる措置を講じることができるものとする。

- (1) 乙が暴力団等であるか否かについて沖縄県警察本部長に意見を聞くこと。
- (2) 前号の意見の聴取により得た情報を、他の契約において暴力団等を排除するための措置を講ずるために利用すること。

3 乙は、この契約の履行にあたり、暴力団等から業務の妨害その他不当な要求を受けたときは、甲にその旨を報告するとともに、警察に届け出て、その捜査等に協力しなければならない。

(管轄裁判所)

第 28 条 本契約に関し、訴訟の必要が生じた場合は、甲の所在地を管轄する裁判所を第一審の管轄裁判所とする。

(規定に定めのない事項)

第 29 条 この契約に定めのない事項または本契約に疑義を生じた場合は、甲乙双方が信義誠実の原則に従い、協議して定めるものとする。

## 別記

### 個人情報取扱特記事項

#### (基本的事項)

第1 乙は、個人情報（生存する個人に関する情報であつて、当該情報に含まれる氏名、生年月日その他記述等により特定の個人を識別することができるものをいう。以下同じ。）の保護の重要性を認識し、この契約による業務を行うにあたっては、個人の権利権益を侵害することのないよう、個人情報の取扱いを適正に行わなければならない。

#### (秘密の保持)

第2 乙は、この契約による業務に関して知り得た個人情報を他に漏らしてはならない。この契約が終了し、又は解除されたあとにおいても同様とする。

#### (適正管理)

第3 乙は、この契約による業務に関して知り得た個人情報について、漏えい、滅失及びき損の防止その他の個人情報の適正な管理のために必要な措置を講じなければならない。

#### (作業場所の特定)

第4 乙は、甲の特定する作業場所において、個人情報を取扱うものとする。特定した作業場所から当該個人情報を持ち出すことは、厳禁とする。

#### (収集の制限)

第5 乙は、この契約による業務を行うために個人情報を収集するときは、その業務の目的を達成するために必要な範囲内で、適法かつ公正な手段により行わなければならない。

#### (目的外、利用・提供の禁止)

第6 乙は、甲の指示がある場合を除き、この契約による業務に関して知り得た個人情報を契約の目的以外の目的に利用し、又は第三者に提供してはならない。

#### (複写又は複製の禁止)

第7 乙は、この契約による業務を行うために甲から提供された個人情報が記録された資料等を複写し、又は複製してはならない。ただし、甲の承諾があるときはこの限りではない。

#### (業務従事者への周知)

第8 乙は、この契約による業務に従事している者に対し、在職中及び退職後においても当該業務に関して知り得た個人情報を正当な理由なく他人に知らせ、又は当該業務の目的以外の目的に使用してはならないこと、沖縄県個人情報保護条例により罰則が適用される場合があることなど、個人情報の保護に必要な事項を周知させるものとする。

#### (再委託の禁止)

第9 乙は、この契約による個人情報取扱事務について自ら行うものとし、第三者にその取扱いを委託してはならない。ただし、甲が承諾した場合はこの限りではない。

(資料等の変換等)

第10 乙は、この契約による業務を行うために、甲から提供を受け、又は自らが収集し、若しくは作成した個人情報記録された資料等は、この契約の終了後直ちに甲に返還し、又は引き渡すものとする。ただし、甲が別に指示したときは当該方法によるものとする。

また、甲の承諾を得て再委託をした場合、乙は甲の指示により、この契約の終了後直ちに当該再委託先から個人情報記録された資料等を回収するものとする。

(調査)

第11 乙は、この契約による業務を行うにあたり取り扱っている個人情報の状況について、甲の求めがあった場合は、随時調査報告を行うものとする。

(事故発生時における報告)

第12 乙は、この特記事項に違反する事態が生じ、または生じるおそれのあることを知ったときは、速やかに甲に報告し、甲の指示に従うものとする。

(損害賠償)

第13 業務の処理に関し、個人情報の取扱いにより発生した損害(第三者に及ぼした損害を含む。)のために生じた経費は、乙が負担するものとする。

(様式 1)

再委託承認申請書

令和 年 月 日

沖縄県知事（または出先機関の長）あて

住所  
企業(団体)名  
代表者(職氏名) 印

以下の契約に係る業務について再委託を行う必要がありますので、承認  
くださいますようお願いいたします。

契約件名	個人番号利用事務用一括導入パソコン等管理システム (AD/MECM等) 賃貸借
契約金額	円
契約年月日	令和 年 月 日
履行期限	令和11年 6月 30日
再委託を予定 する業務	
再委託予定額	円
再委託先	企業(団体)名 代表者(職氏名) 住所 連絡先(電話) (メール)
再委託予定期間	令和 年 月 日 ~ 令和 年 月 日
再委託の必要性	
再委託先選定理由	
再委託先の 適格性※	業務履行に必要な人員・技術・設備等 <input type="checkbox"/> あり <input type="checkbox"/> なし 期間内の適正な業務履行の確保 <input type="checkbox"/> 可 <input type="checkbox"/> 不可 指名停止措置を受けている者 <input type="checkbox"/> 非該当 <input type="checkbox"/> 該当 本件契約の競争入札参加者 <input type="checkbox"/> 非該当 <input type="checkbox"/> 該当 暴力団員に該当する者 <input type="checkbox"/> 非該当 <input type="checkbox"/> 該当 暴力団と密接な関係を有する者 <input type="checkbox"/> 非該当 <input type="checkbox"/> 該当

※「再委託先の適格性」については、申請者が確認のうえれを記入すること

(様式2)

再委託変更承認申請書

令和 年 月 日

沖縄県知事（または出先機関の長）あて

住所  
企業(団体)名  
代表者(職氏名) 印

以下のとおり再委託を変更する必要がありますので、承認くださいますようお願いいたします。

契約件名	個人番号利用事務用一括導入パソコン等管理システム (AD/MECM等) 賃貸借
契約金額	円
契約年月日	令和 年 月 日
履行期限	令和11年6月 30日
変更理由(必要性)	
再委託業務	【変更前】 【変更後】
再委託額	【変更前】 円 【変更後】 円
再委託先	【変更前】 企業(団体)名 【変更後】 企業(団体)名 代表者(職氏名) 住所 連絡先(電話) (メール)
再委託期間	【変更前】 令和 年 月 日～令和 年 月 日 【変更後】 令和 年 月 日～令和 年 月 日
再委託先の 適格性	【変更後】 業務履行に必要な人員・技術・設備等 <input type="checkbox"/> あり <input type="checkbox"/> なし 期間内の適正な業務履行の確保 <input type="checkbox"/> 可 <input type="checkbox"/> 不可 指名停止措置を受けている者 <input type="checkbox"/> 非該当 <input type="checkbox"/> 該当 本件契約の競争入札参加者 <input type="checkbox"/> 非該当 <input type="checkbox"/> 該当 暴力団員に該当する者 <input type="checkbox"/> 非該当 <input type="checkbox"/> 該当 暴力団と密接な関係を有する者 <input type="checkbox"/> 非該当 <input type="checkbox"/> 該当

※ 変更を予定しない項目については【変更前】のみ記入し、【変更後】は空欄とすること

(様式3)

再委託承認書

令和 年 月 日

申請者（委託先） あて

沖縄県知事名 印

令和 年 月 日付け申請のあった再委託については、以下の条件を付して承認します。

契約件名	個人番号利用事務用一括導入パソコン等管理システム (AD/MECM等) 賃貸借
再委託を承認する業務	
再委託先	企業(団体)名
再委託承認額	円
再委託承認期間	令和 年 月 日 ~ 令和 年 月 日
再委託の条件	<ol style="list-style-type: none"><li>1 申請者は、再委託を行う業務の履行及び再委託先の行為について全責任を負うこと。再委託先が沖縄県に損害を与えた場合、申請者はその損害を賠償する責任を負うこと。</li><li>2 申請者は、再委託先に対し一括再々委託の禁止を義務づけること。</li><li>3 申請者は、再委託先に対し「暴力団員又は暴力団と密接な関係を有する者」「県の指名停止措置を受けている者」に対する再々委託の禁止を義務づけること。</li><li>4 申請者は、再委託先に対し業務上知り得た情報について守秘義務を負わせること。</li><li>5 申請者は、再委託を行う業務の履行体制及び遂行状況等を把握し、県の求めに応じて適時的確に報告できるようにすること。</li><li>6 申請者が再委託の条件に違反した場合は本承認を取消すものとし、取消しに伴い発生した損害について、沖縄県は一切の賠償責任を負わない。</li><li>7 承認を受けた内容に変更が生じるときは、あらかじめ変更申請を行い承認を得ること。</li></ol>

(様式 4)

### 再委託変更承認書

令和 年 月 日

申請者（委託先） あて

沖縄県知事名 印

令和 年 月 日付け申請のあった再委託の変更については、  
以下の条件を付して承認します。

契約件名	個人番号利用事務用一括導入パソコン等管理システム (AD/MECM等) 賃貸借
再委託を承認する業務	【変更後】
再委託先	【変更後】 企業(団体)名
再委託承認額	【変更後】 円
再委託承認期間	【変更後】 令和 年 月 日 ~ 令和 年 月 日
再委託の条件	<ol style="list-style-type: none"><li>1 申請者は、再委託を行う業務の履行及び再委託先の行為について全責任を負うこと。再委託先が沖縄県に損害を与えた場合、申請者はその損害を賠償する責任を負うこと。</li><li>2 申請者は、再委託先に対し一括再々委託の禁止を義務づけること。</li><li>3 申請者は、再委託先に対し「暴力団員又は暴力団と密接な関係を有する者」「県の指名停止措置を受けている者」に対する再々委託の禁止を義務づけること。</li><li>4 申請者は、再委託先に対し業務上知り得た情報について守秘義務を負わせること。</li><li>5 申請者は、再委託を行う業務の履行体制及び遂行状況等を把握し、県の求めに応じて適時的確に報告できるようにすること。</li><li>6 申請者が再委託の条件に違反した場合は本承認を取消すものとし、取消しに伴い発生した損害について、沖縄県は一切の賠償責任を負わない。</li><li>7 承認を受けた内容に変更が生じるときは、あらかじめ変更申請を行い承認を得ること。</li></ol>